

事業主の皆さまへ…



# お困りごとはありませんか？

静岡労働局がお手伝いします。

## ☆労務管理上で次のような疑問や悩みはありませんか？

- ① 時間外労働を削減したいけど、方法がわからない…
- ② 勤務時間の変更や変形労働時間制で、効率的に業務を回したい…
- ③ 女性が活躍できる職場にしたい…
- ④ 有期雇用やパート労働者の処遇に悩んでいる…
- ⑤ 労働契約法の「無期転換ルール※」って何だろう…
- ⑥ その他職場での労使間のトラブルを回避したい…

こうしたお困りごとに電話でご相談  
に依じるほか、内容によっては静岡労働局から無料で専門の相談員を派遣します！お気軽にお問合せください！

※「無期転換ルール」とは…

平成 25 年に改正施行された労働契約法において、有期労働契約が反復更新されて通算 5 年を超えた時に、労働者の申し込みによって企業などの使用者が無期労働契約に転換しなければならないルールのことです。

……………連絡先……………

**(電話) 054-252-5310**

静岡労働局 雇用環境・均等室まで

「コンサルティング希望」とお伝えください。ご相談内容に合わせた担当者が対応いたします。

※ ファクシミリや郵送によるお申込みの場合は、裏面の様式をご利用ください。



# コンサルティング申込書

平成 年 月 日

静岡労働局 雇用環境・均等室 あて  
( f a x 0 5 4 - 2 5 2 - 8 2 1 6 )

事業場名			
所在地	〒 -		
電話番号	( )	fax	( )
ご担当者	(職名)	(氏名)	
事業内容		労働者数	人
ご相談内容	(内容に沿った相談員を派遣しますので、簡潔に記載してください。)		
個別訪問 希望日時	第1希望	平成 年 月 日 ( )	時頃
	第2希望	平成 年 月 日 ( )	時頃
	第3希望	平成 年 月 日 ( )	時頃

この申込書はお手数ですが、郵送または fax にて下記宛先まで提出してください。後ほど担当よりご連絡させていただきます。

なお、利用状況等によりご希望に添えない場合もありますので、予めご承知ください。

また、本紙に記載された個人情報につきましては、コンサルティングの利用申込の把握のみに使用し、申込事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。

【送付先】 〒420-8639 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階  
静岡労働局 雇用環境・均等室 指導班  
電話：054-252-5310 fax：054-252-8216

※ 「雇用環境・均等室」は平成28年4月にそれまでの雇用均等室と総務部企画室が統合して発足しました。個別の労働紛争の未然防止と解決（調停・あっせん）を一体として実施するほか、「働き方改革」と「女性の活躍推進」等の取組を行っています。